

No. 6

令和6年（12月）

第4回定例会
専決処分の報告

熊谷市

目 次

報告番号	専決処分の内容	所管課	頁
第 5 6 号	損害賠償の額の決定及び和解について	議 会 事 務 局	1
第 5 7 号	損害賠償の額の決定及び和解について	管 理 課	3
第 5 8 号	損害賠償の額の決定及び和解について	中 央 消 防 署	5

報告第56号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和6年9月10日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年11月29日提出

熊谷市長 小林 哲也

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、自動車事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

1 損害賠償の額及び内容

93,500円

自動車修理費及び代車費用

2 損害賠償の相手方

3 和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

事件の概要

令和6年7月22日（月）午後5時10分頃、議会事務局職員が桜町一丁目656番1の駐車場内において、庁用車を後退させたところ、駐車中の相手方車両の左前部に接触し、相手方車両を損傷させた。



報告第 5 7 号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、令和 6 年 9 月 2 6 日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、市道における事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

1 損害賠償の額及び内容

272,800円

看板修理費及び自動車修理費

2 損害賠償の相手方

3 和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

事件の概要

令和6年7月27日（土）午後5時50分頃、中央二丁目325番地先において、市道137号線上の街路樹が風雨により倒れ、相手方の看板及び車両を損傷させた。



報告第58号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和6年10月25日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年11月29日提出

熊谷市長 小林 哲也

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、自動車事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

1 損害賠償の額及び内容

255,233円

自動車修理費及び代車費用

2 損害賠償の相手方

3 和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

事件の概要

令和6年9月15日（日）午後4時20分頃、中央消防署職員が妻沼1693番3の駐車場内において、救急自動車を後退させたところ、駐車中の相手方車両の右後部に接触し、相手方車両を損傷させた。

